国立大学法人電気通信大学物品管理細則

平成16年 4月 1日 改正 平成18年 4月 1日 平成21年 5月19日

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学資産管理規程(以下「規程」という。) に基づき、必要な事項を定めることにより、物品の適正かつ効率的で良好な管理を図る ことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 物品の管理については、別に定めがある場合を除き、この細則の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この細則において、「物品」とは、国立大学法人電気通信大学会計規則第36条 第2号に規定する物品をいう。ただし、船舶及びその従物は除く。
- 2 この細則において、「管理」、「取得」、「供用」、「処分」、「借用」、「寄附」、「貸付」とは、規程第2条に規定する管理、取得、供用、処分、借用、寄附、貸付をいう。
- 3 この細則において、「借用物品」とは、第三者が所有する動産(現金、有価証券、図書及び船舶(その従物を含む。)以外のもの。)で、本学が借用するものをいう。 (物品管理責任者)
- 第4条 物品の管理に関する事務を担当する者として、物品管理責任者をおく。
- 2 物品管理責任者は、物品の管理に関する事務について、資産管理責任者を代行する。
- 3 学長は、物品管理責任者に事故があるとき又は必要と認めるときは、その職務を他の 職員に代理させることができる。
- 4 学長は、必要があるときは、物品管理責任者(前項の規定によりその事務を代理する 職員を含む。)の職務について、事務の範囲を定めて他の職員に補助させることができる。
- 5 この細則のうち、第1項の物品管理責任者について規定した条項は、前二項に規定する者について準用する。

(区分)

- 第5条 物品は、次に掲げる備品、美術品及び消耗品に区分する。
 - (1) 備品 耐用年数が1年以上で1個又は1組の取得価格が10万円以上の物品。ただし、使用方法によっては耐久性がないもの、故障又は破損した場合修理が不能なもの等は除く。
 - (2) 美術品 絵画、彫刻その他の文化的所産で、芸術的価値が高く、希少価値を有する 物品

(3) 消耗品 前二号以外の物品

(分類)

第6条 物品管理責任者は、備品を別表に定めるところにより分類し、整理する。

(帳簿)

- 第7条 物品管理責任者は、物品管理台帳を整備し、その異動を記録しなければならない。 (物品の管理に関する報告等)
- 第8条 物品管理責任者は、毎会計年度末における物品の管理状況について資産管理責任者に報告しなければならない。
- 2 物品管理責任者は、必要があると認めるときは、物品の使用者に管理の状況に関する 報告を求めることができる。

第2章 取得

(取得の通知)

第9条 物品に係る事務を行う職員は、その職務を行うことにより物品を取得したときは、 速やかにその旨を物品管理責任者に通知しなければならない。

(寄附による取得)

第10条 寄附を受けようとする者は、申請書に所有者が寄附の意思表示をした文書を添付して、物品管理責任者に申請しなければならない。

(分類の決定)

第11条 物品管理責任者は、備品を取得したときは、第6条に規定する分類の決定を行わなければならない。

第3章 供用

(物品番号)

第12条 物品管理責任者は、原則として物品に番号を標示して、供用させるものとする。 ただし、消耗品については、これを省略することができる。

(返納)

第13条 物品の使用者は、物品を供用する必要がなくなったときは、物品管理責任者に物品を返納しなければならない。

(借用)

第14条 借用物品を無償で借り受けしようとする者は、申請書に所有者が貸与の意思表示をした文書を添付して、物品管理責任者に申請しなければならない。

第4章 処分

(売払及び廃棄)

- 第15条 規程第13条に規定する不用の決定をした物品は、これを売払うものとする。
- 2 物品管理責任者は、売払うときは、契約責任者に対し、必要な措置を請求しなければ ならない。
- 3 物品管理責任者は、売払うことが不適当又は売払うことができない物品については、 これを廃棄することができる。

(譲渡)

- 第16条 物品管理責任者は、本学の事業に支障がないと認められる場合は、有償で物品を 譲渡することができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、無償で譲渡することがで きる。
 - (1) 本学の事業の普及又は宣伝を目的として、物品を配布する場合
 - (2) 本学の教育、試験、研究及び調査のために必要である場合
 - (3) 譲与を目的として取得した物品である場合
 - (4) その他特別な理由がある場合
- 2 物品管理責任者は、物品の有償譲渡をしようとするときは、契約責任者に対し、必要な措置を請求しなければならない。
- 3 物品管理責任者は、物品の無償譲渡をしようとするときは、無償譲渡を受けようとする者から無償譲渡を申請する書類の提出を求めなければならない。
- 4 物品管理責任者は、無償譲渡を決定したときは、無償譲渡の申請を許可する書類を申 請者に交付するものとする。

第5章 貸付

(貸付)

- 第17条 物品管理責任者は、本学の事業に支障がないと認められる場合は、有償で物品を貸付けることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、物品を時価よりも低い対価又は無償で貸付けることができる。
 - (1) 本学の事業の普及又は宣伝を目的として、物品を貸付ける場合
 - (2) 本学の教育、試験、研究及び調査のために必要である場合
 - (3) その他特別な理由がある場合
- 2 物品管理責任者は、物品の有償貸付をしようとするとき又は物品の有償貸付の申出を 受付けたときは、契約責任者に対し、必要な措置を請求しなければならない。
- 3 物品管理責任者は、物品の無償貸付をしようとするとき又は物品の無償貸付の申出を 受付けたときは、無償貸付を受けようとする者から無償貸付を申請する書類の提出を 求めなければならない。
- 4 物品管理責任者は、無償貸付を決定したときは、無償貸付の申請を許可する書類を申 請者に交付するものとする。

第6章 雑則

(検査)

第18条 資産管理責任者は、必要があると認めるときは、物品の管理状況について検査員 を任命して検査しなければならない。

(亡失又は損傷)

- 第19条 物品管理責任者は、故意又は過失により、この細則に違反して物品の管理行為を したこと、又は管理行為をしなかったことにより、物品を亡失し、又は損傷し、その他 本学に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任じなければならない。
- 2 物品の使用者は、その供用に係る物品の亡失又は損傷の事実を発見したときは、物品 管理責任者に物品の亡失又は損傷に係る報告をしなければならない。

3 前項の規定による物品の亡失又は損傷が使用者の故意又は重大な過失によるときは、 当該者は、当該物品に相当する物品又は残存価格若しくは修理に要した費用に相当する 額を弁償する責に任じなければならない。

(検定)

- 第20条 資産管理責任者は、前条第1項又は第3項に掲げる事実の発生したときは、その者につき、弁償の責任の有無及び弁償額を検定するものとする。
- 2 資産管理責任者が、前項の規定により弁償責任があると検定したときは、その者に対して弁償を命ずるものとする。

(借用物品の管理)

第21条 借用物品の管理については、この細則を準用する。

(雑則)

第22条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成21年5月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別 表

分類	細分類	記号	
簡易建物		Α	Α
構築物		В	Α
車両及び運搬具	自動車(二輪又は三輪自動車は除く)	С	
	小型車		Α
	その他のもの		
	貨物自動車		В
	その他のもの		С
	自転車		D
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く)	事務机、事務いす及びキャビネット		
	主として金属製のもの		Α
	その他のもの		В
	応接セット		С
	ベッド		D
	陳列だな及び陳列ケース		Е
	その他の家具		
	主として金属製のもの	D	F
	その他のもの		G
	ラジオ,テレビ,テープレコーダその他の視聴覚機器		Η
	冷房用及び暖房用機器		-
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又 はガス機器		J
	カーテン、座ぶとん、寝具その他これらに類する繊維 製品		K
	じゅうたんその他の床用敷物		L
	その他のもの		
	主として金属製のもの		М
	その他のもの		N
事務機器及び通信機器	電子計算機		
	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)		Α
	その他のもの		В
	複写機、計算機(電子計算機を除く)その他これらに 類するもの	E	С
	その他の事務機器		D
	ファクシミリ	1	Е
	インターホーン及び放送用設備		F
	デジタル印刷機] 	G
時計	時計	F	Α

分類	細分類	記号	
光学機器及び写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	^	Α
	顕微鏡その他の機器	G	В
看板及び広告器具	看板		Α
	模型		В
	その他のもの	Н	
	主として金属製のもの		С
	その他のもの		D
容器及び金庫	ボンベ		Α
	金庫	ı	
	手さげ金庫	I	В
	その他のもの		С
理容又は美容機器		J	Α
医療機器	主として金属製のもの	14	Α
	その他のもの	K	В
娯楽又はスポーツ器具及び演劇 用具	スポーツ具		Α
· 一	どんちょう及び幕		В
	その他のもの	L	
	主として金属製のもの		С
	その他のもの		D
ブルドーザー、パワーショベル その他の自走式作業用機械設備		М	Α
ラジオ又はテレビジョン放送設 備		N	Α
給食用設備		0	Α
トラクター		Р	Α
防除用器具		Q	Α
工具		R	Α
研究用器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡		А
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械その他 これらに類するもの	S	В
	その他のもの		С
前掲のもの以外のもの	楽器		Α
	その他のもの	Т	
	主として金属製のもの	'	В
	その他のもの		С